

○内閣府
令第 号
経済産業省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 世耕 弘成

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">中小企業等経営強化法第三十二条第一項に 規定する経営革新等支援業務を行う者の認 定等に関する命令</p> <p style="text-align: center;">(認定経営革新等支援機関)</p> <p>第二条 主務大臣は、法第三十二条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。</p> <p>一・二 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">中小企業等経営強化法第二十六条第一項に 規定する経営革新等支援業務を行う者の認 定等に関する命令</p> <p style="text-align: center;">(認定経営革新等支援機関)</p> <p>第二条 主務大臣は、法第二十六条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。</p> <p>一・二 「略」</p>

2 法第三十二条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

3 「略」

4 第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあつては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出

2 法第二十六条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第二十七条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

3 「略」

4 第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあつては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出

張所又は北見出張所の管轄する区域にあつては
当該財務事務所長又は出張所長とする。)を
経由して提出しなければならない。ただし、中
小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第
二百一十号)第十八条第二項の規定により金融
庁長官が指定するものが提出する申請書につ
いては、この限りでない。

(名称等の変更の届出)

第三条 認定経営革新等支援機関は、法第三十二
条第四項の規定による届出をするときは、様
式第二の届出書を主務大臣に提出しなければ
ならない。ただし、経営革新等支援業務の実
施に支

張所又は北見出張所の管轄する区域にあつては
当該財務事務所長又は出張所長とする。)を
経由して提出しなければならない。ただし、中
小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第
二百一十号)第十五条第二項の規定により金融
庁長官が指定するものが提出する申請書につ
いては、この限りでない。

(名称等の変更の届出)

第三条 認定経営革新等支援機関は、法第二十六
条第四項の規定による届出をするときは、様
式第二の届出書を主務大臣に提出しなければ
ならない。ただし、経営革新等支援業務の実
施に支

障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

(軽微な変更)

第四条 法第三十二条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

(心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者)

第五条 法第三十三条第三号の主務省令で定める

障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

(軽微な変更)

第四条 法第二十六条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

(心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者)

第五条 法第二十七条第三号の主務省令で定める

者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(認定の更新)

第六条 認定経営革新等支援機関は、法第三十四条 条 第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第三十四条第二項において準用する法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び第二条第一項第二号に掲げる要件

者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(認定の更新)

第六条 認定経営革新等支援機関は、法第二十八条 条 第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第二十八条第二項において準用する法第二十七条各号に該当しないことを証する書類及び第二条第一項第二号に掲げる要件

に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条 認定経営革新等支援機関は、法第三十五条の規定による届出をするときは、様式第三に

に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十八条第二項において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条 認定経営革新等支援機関は、法第二十九条の規定による届出をするときは、様式第三に

よる届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に
提出しなければならない。

2
〔略〕

様式第1（第2条第2項及び第6条第1項関係）

〔略〕

主務大臣 殿

〔略〕

中小企業等経営強化法第33条第1項（第34条
第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受け
たいので、下記について添付書類を添えて申請
いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実

よる届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に
提出しなければならない。

2
〔略〕

様式第1（第2条第2項及び第6条第1項関係）

〔略〕

主務大臣 名 殿

〔略〕

中小企業等経営強化法第26条第1項（第28条
第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受け
たいので、下記について添付書類を添えて申請
いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実

に相違ありません。

〔略〕

(添付書類)

1 〔略〕

2 中小企業等経営強化法第33条各号(第34条

第2項において準用する同法第33条各号)に

該当しないことを証する書類

誓約書

〔略〕

様式第1(第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1(第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

に相違ありません。

〔略〕

(添付書類)

1 〔略〕

2 中小企業等経営強化法第22条各号(第23条

第2項において準用する同法第22条各号)に

該当しないことを証する書類

誓約書

〔略〕

様式第1(第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1(第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

主務大臣 殿

〔略〕

当社(私)は、中小企業等経営強化法第33条第1号から第8号まで(第33条第2項において準用する同法第33条第1号から第8号まで)の

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

様式第1 (第2条第2項及び第6条第1項関係)

〔略〕

主務大臣名 殿

〔略〕

当社(私)は、中小企業等経営強化法第32条第1号から第8号まで(第32条第2項において準用する同法第32条第1号から第8号まで)の

いずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

〔略〕

様式第2（第3条関係）

〔略〕

主務大臣 殿

〔略〕

中小企業等経営強化法第33条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

〔略〕

様式第3（第7条関係）

いずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

〔略〕

様式第2（第3条関係）

〔略〕

主務大臣名 殿

〔略〕

中小企業等経営強化法第26条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

〔略〕

様式第3（第7条関係）

<p>〔略〕</p> <p>主務大臣 殿</p> <p>〔略〕</p> <p>認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第33条の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>主務大臣 名 殿</p> <p>〔略〕</p> <p>認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第33条の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式は、この命令による改正後の様式とみなす。